

# ブラックバス問題の矛盾解消に向けて

全国ブラックバス防除市民ネットワーク 半沢 裕子

## 1. この2年間で少し前進したブラックバス問題

2022年～2023年にかけて、特定外来生物ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)問題に関し、動きがありました。ひとつは、2022年の外来生物法改正法成立時、その附帯決議に、ブラックバス問題の解決のためになすべきことが盛り込まれたことです。以下の文面です。

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。(中略)

四 特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や『オオクチバス等に係る防除の指針』等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること」※資料1

二つ目は、この附帯決議を背景に4つの環境保全団体と2つの生物系学会が連名で要望書を出したことでした。これは2023年度に予定されていた第五種共同漁業権の切替(10年に一度)に際し、オオクチバス漁業権が免許されている4つの湖(神奈川県芦ノ湖、山梨県河口湖、西湖、山中湖)に対し、同漁業権が継続して免許されないよう求める要望書で、宛先は特定外来生物ブラックバスの共管官庁である環境省と農林水産省の大臣と、神奈川県、山梨県の知事でした。4つの環境保全団体と2つの生物系学会とは、日本自然保護協会、世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)、日本野鳥の会、日本魚類学会、日本トンボ学会、そして当ネットワークでした。※資料2

三つめは、まさにこれらの成果として、山梨県の3湖が2023年度の第五種共同漁業権の切替時に、オオクチバス漁業権をやめていくためのロードマップを提示したことです。県と同県内水面漁場管理委員会がこれを見守り、指導していくことになりました。※資料3

現実には、オオクチバス漁業権は4湖すべてで継続となりました。しかし、西湖は今回の免許期間中に、また山中湖は次回の切替時に、それぞれオオクチバス漁業権の返上を目指すことが、ロードマップに明記されました。特に、クニマスで知られた西湖では協議会もつくられ、毎年、ロードマップの達成度を検証することになりました。

ブラックバスは外来生物法が施行された2005年に最初に特定外来生物に指

定された生き物のひとつです。当時はまだまだバス釣りブームが続いており、ブラックバスの指定を巡っては大いに紛糾しました。それでも、この魚が特定外来生物に指定されたときには、バス問題に取り組んできた私たちは「これでもうやくブラックバスの闇放流や利用に歯止めがかかる」と期待したものです。

たしかに、この20年間で「ブラックバスは日本ではできれば根絶したい魚」という認識は、一般にかなり広く共有されました。その一方、いまだに闇放流(外来生物法が施行されてからは完全な「違法放流」)が続いていますし、水辺の生き物の保全活動が行われている横で、釣ったバスが当たり前に再放流されるということが続いています。一番歯止めがかかってほしい部分に、じつは歯止めがかかっていないのです。

## 2. バス釣りによる地域振興を打ち出す地域も出現

今年2024年度の大きな動きは、ブラックバス問題に関する質問主意書が出され、それに対する政府の答弁が出されたことです。

国会では国会議員が本会議で質問をするほか、さまざまな委員会に所属し、そこでも質疑を行っています。所属していない委員会の事案に関し、質疑をすることはできません。しかし、国会議員は国政全般に対する質問を文書で提出し、政府(内閣総理大臣)から答弁書を受け取ることができます。これが質問主意書です。

ブラックバスの現状に対し、質問主意書を出してくれたのは、元滋賀県知事で環境問題に造詣の深い嘉田由紀子参議院議員です。嘉田議員はブラックバス問題が外来生物法施行まもなく20年の今日なお、「最も対策の進んでいない特定外来生物」と言われていることを知り、2024年5月29日、参議院議長宛に質問主意書を出されました。それに対し、6月7日付で内閣総理大臣からの答弁書が出ています。

質問主意書は6項目です。まず、オオクチバス、コクチバスの違法放流が止まらない背景を、「違法行為の結果であっても、野外にブラックバスが生息する状況を規制されずに利用できるため」としています。そのうえで質問1において、「特定外来生物が野外に生息する状況を特定の受益者が利用しないことを原則とすべき」とし、国に見解を求めています。質問2は近年、ダム湖がコクチバス違法放流のターゲットになっていることにふれ、これに対する措置について尋ねています。質問3は現在、バスを釣る人たちに当たり前のように行われているリリース(釣ってすぐ再放流すること)について、「釣り人に協力を求めるべきではないか」と質しています。

質問4はオオクチバスの漁業権に関するものです。前述したように、漁業権

そのものについては昨年度、いくらか進展がありました。しかし近年、別な問題が起きています。オオクチバス漁業権が免許されていないにもかかわらず、バス釣り人から釣り料金(遊漁料)をとる地域が増えてきたのです。これはじつは、バスを免許された4湖にとってもありえないことです。なぜなら、4湖はバスを免許してもらうため、お金と人手をかけてバスの放流や流出防止策を講じています。しかし、バス漁業権のない水域では対策は何も講じず、ただバス釣り人から釣り料金をとっています。第五種共同漁業権そのものの意義を揺るがしているのです。

また近年、驚くことにバス釣りによる地域振興を打ち出す自治体(岐阜県海津市など)が現れています。質問5はこれについて国の見解を求めています。そして質問6では、2024年度中に改定される予定の外来種被害防止行動計画に、ブラックバスに特化した具体的な記述が書かれるよう求めています。

### 3. 「法に反しない限り利用可のまま」でバス問題は解決するか

これらの質問に対する答弁に示された政府の基本姿勢は、残念ながら従来と変わりませんでした。私たちが最も残念に思ったのは、質問1や5に対し、「ブラックバスを利用することは外来生物法や条例に違反しない限り禁止されない」と答弁されたことです。

利用について定めていない外来生物法で、利用が制限できないことは理解できます。しかし、バスは利用により生息域が拡大した魚です。「匿名の誰かによる放流でいつのまにかふえたバス」の利用者が増えれば、在来の生き物はいなくなっても地域はうるおう、だからバスを利用しましょうという理屈で全国各地に闇放流され、拡がりました。これ以上在来生物を減らさないための外来生物法で最も抑制したかったのは、この「闇放流→在来種の激減・絶滅→駆除から利用への転換→さらなる闇放流」という連鎖だったと思われま

す。ですから、法施行後20年たってもブラックバスの違法放流が止まらない状況では、せめて「法や条例に反しない限り禁止されないが、違法放流の原因となりうるブラックバスの利用は減らしていくべきものであり、そのための対策を講じてまいりたい」くらいの答弁であってほしかったと思わずにはられません。

その意味では、質問3の「釣り人等にリリースしない釣りにより駆除に対する協力を求める」ことも、今日では「当たり前」と思う人が多いのではないのでしょうか。外来生物法施行時、ブラックバスのキャッチ&リリースはわざわざ問題なしと説明されました。外来生物法では捕獲された特定外来生物を「対応できない」などの理由でその場で放すことは、そもそも違反ではありませんか

ら、ある意味バスのその場での放流は法的には問題がないのです。そこをあえて「リリース可」と説明したのは、バスの特定外来生物指定に反対するバス利用者に配慮したためと考えられます。

しかし、ブラックバスを釣る装備と技術を持ち、釣った魚に脅威を感じないスペシャリストである釣り人は、本来的には最も駆除に協力してほしい主体です。そして今日、協力してくれる釣り人は実際に増えています。釣ったバスの回収箱が各地に備えられれば、回収率は相当上がるものと推測されます。

質問3に対する答弁では、政府は「リリースを禁止している地域はあるが、その必要性は個別に検討することが適切」とし、「釣りによる防除も含むブラックバスに対する対策に関して普及啓発等に取り組む」としています。しかし、リリース禁止は地方に判断をゆだねず、全国一律積極的に取り組むよう指導してほしいと思います。また、普及啓発に取り組むのであれば、「釣ったら駆除」を明確に呼びかける方向でお願いしたいと考えます。

嘉田議員のおかげで、ブラックバスに対する政府の現時点での姿勢が明らかになりました。結果として、現時点での問題点も明らかになったと私たちは考えています。「国を挙げてできれば根絶したい生き物」が一部では「資源として増殖したい生き物」になっていること、釣りによる駆除効果は高いのに、釣ってもリリースされていることは、いずれも今日見直して修正すべきことではないでしょうか。

大きな流れをひとつ付記するなら、地球環境保全に対する考え方も大きく変わっていると思います。外来生物法施行時の2005年頃は、外来生物対策はまだそれほど理解されていなかったと思います。しかし、2022年の生物多様性条約締結国会議(COP15)で、「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」は「ネイチャー・ポジティブ」(2030年までに自然の損失を食い止め、反転させ、2050年までに完全な回復を達成するという世界的な社会目標)が定められ、これに外来生物対策が不可欠なターゲットと位置づけられていることを、奇妙に思う人は今日、少ないのではないのでしょうか。

そんな2024年の時点に立って改めて外来生物法のあり方を見直し、効果的なブラックバス対策を考えることが必要だと思います。

質問主意書と答弁書、そして、ノーバスネットの見解をまとめた文書は、ノーバスネットのホームページに掲載されています。※資料4

皆様にはご一読いただき、外来生物法施行20年の今日の状況と合わせて、バス対策をどうしていったら課題が解決していくのか、一緒にお考えいただければと思います。

## 【資料】

1. 外来生物法改正法附帯決議  
[https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kankyoeDBD29F97FED715F4925882C001DECE2.htm](https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kankyoeDBD29F97FED715F4925882C001DECE2.htm)
2. 特定外来生物オオクチバス・コクチバスの規制・対策についての要望書(6団体による)  
[https://www.no-bass.net/yobo\\_yamanashi20220804.pdf](https://www.no-bass.net/yobo_yamanashi20220804.pdf)
3. オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ(山梨県)  
[https://www.pref.yamanashi.jp/documents/110331/roadmap\\_2.pdf](https://www.pref.yamanashi.jp/documents/110331/roadmap_2.pdf)
4. 2024年5月29日付け嘉田由紀子参議院議員の質問主意書に対する2024年6月7日付けの内閣総理大臣の答弁書に対するノーバスネット見解  
<https://www.no-bass.net/240716SenatorKadaQA.html>